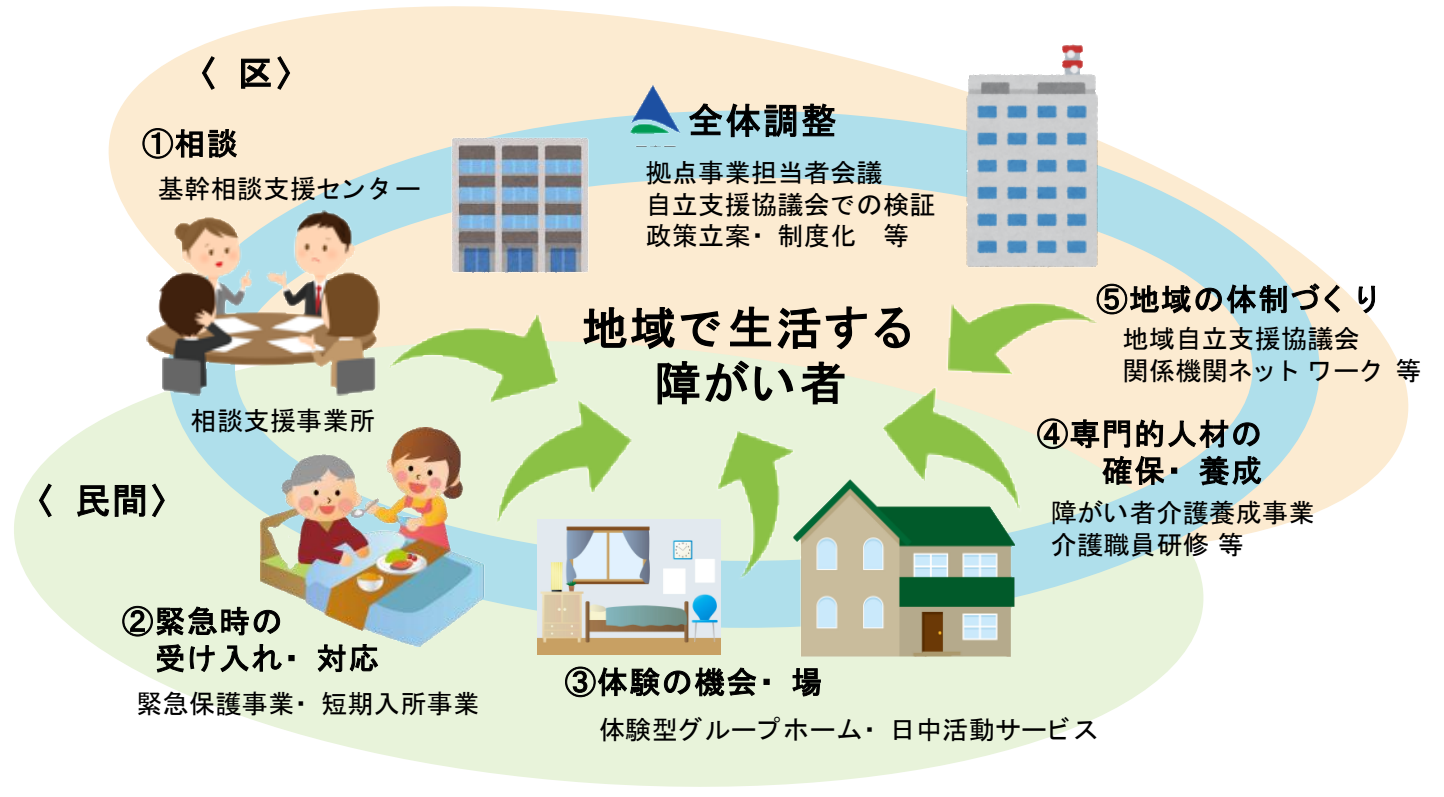


障がい者が地域で安心して生活するために

足立区地域生活支援拠点等の整備について



R5.9.26 令和5年度第2回くらし部会

地域生活支援拠点等登録事業所コーディネーター

No.	担当者所属機関名称	拠点機関名称	役職等	担当者名
1	足立区障がい福祉センター 自立生活支援室	足立区障がい福祉センター 自立生活支援室	係長	佐々木 康教
2	希望の苑（入所）	希望の苑	施設長	佐藤 千枝
3			副施設長	芹澤 正博
4	あだちの里相談支援センター	あだちの里相談支援センター	施設長	森 和美
5	あだちの里地域生活支援センター	足立区大谷田グループホーム	施設長	森屋 重治
6			主任支援員	本車田 隼人
7	あいのわ支援センター	ショートステイ谷中	施設長	森 哲也
8	あいのわ相談センター	あいのわ相談センター	管理者	中出 敦子
9	竹の塚あかしの杜	竹の塚あかしの杜 なごみ	施設長	三瓶 善衛

地域生活支援拠点等事務局

10	足立区障がい福祉課 障がい施策推進担当		係長	二見 清一
11				飛田 彩花
12	足立区障がい福祉課 障がい施設調整担当		係長	安香 洋一郎
13				渡辺 恵美
14	足立区障がい福祉センター		所長	山本 克広
15	足立区障がい福祉センター		係長	和田 直子
16	地域生活支援担当			川上 加那子

はじめに 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割等（イメージ）

必要な機能等：①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の確保、
④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり

背景・趣旨

重度化・高齢化への対応や、親亡き後も見据えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活することができる地域体制の構築

期待される役割

地域生活における
安心の確保

地域生活への
移行・継続の支援

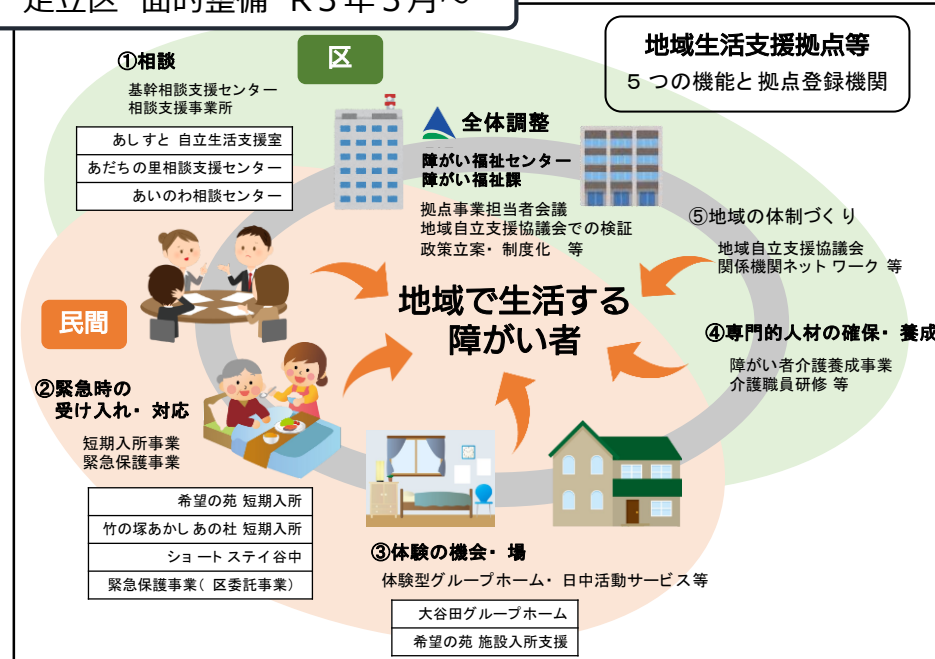
※拠点等には、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となつて有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる機能の整備が期待される

備えるべき機能

- ①相談（緊急時の相談・事前の支援対象者（※）の把握）
- ②緊急時の受け入れ・対応
※特に、重度障害、医療的ケア等が必要なため、受入が難しく支援が必要な者
- ③体験の機会・場の確保 ※親元からの自立、施設・病院からの地域移行ニーズの把握・利用へつなげる
- ④専門的人材の確保・養成 ※グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材
- ⑤地域の体制づくり

- ◆ 緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- ◆ 入所施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制の整備

足立区 面的整備 R3年3月～



拠点等に 必要な機能	事業所など		役割
① 相談	* 障がい福祉センター自立生活支援室	基幹相談支援センター	緊急時の支援が見込めない世帯ご本人や家族等に、必要なサービスや調整を行う
	* あだちの里相談支援センター(知的) * あいのわ相談センター(身体)	相談支援事業所	
	あだちの里(知的) あいのわ福祉会(身体)	緊急保護事業【区委託事業】	
② 緊急時の受け入れ・対応	* 希望の苑(知的) * 竹の塚あかしあの社なごみ・ショートステイ谷中(身体)	短期入所	介護者の急病や障がい者の状況変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡などを行う
	* 大谷田グループホーム(知的)	体験型グループホーム【区委託事業】	共同生活援助等の障がい福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会場の場を提供
③ 体験の機会	区内指定障害福祉サービス事業所	日中活動サービス	
	④ 専門的人材の確保・養成	障がい福祉センター生活体験室	障がい者介護養成講座
社会福祉協議会		介護職員研修【区委託事業】	
⑤ 地域の体制づくり	事務局:障がい福祉センター	地域自立支援協議会	多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や社会資源の連携体制の構築
	事務局:障がい福祉センター等	関係機関ネットワーク会議	
*登録事業所			

地域生活支援拠点等の目指している姿

【目指している姿】

- ① 緊急時の受入れ
専用の緊急保護の場が区内に複数設置され、短期入所や緊急保護が必要なときに利用できる
(令和2年度緊急保護事業開始)
- ② 専門的人材の確保・養成
人材不足が解消し、ヘルパーの確保ができています
- ③ 相談
各事業所等で日常的な相談対応ができ、さらに基幹的な役割を持つ事業所において、
情報集約や共通化の仕組みができています
- ④ 体験の場・機会
各事業所の単発の体験のみでなく、継続して様々な体験を行い意思決定の支援ができる
- ⑤ 地域の体制づくり
サービス提供体制が確保され、多様なニーズに対応できるよう、短期入所や居宅介護等含め
ネットワークの構築ができています

【足立区第6期障がい福祉計画・取り組み方針】

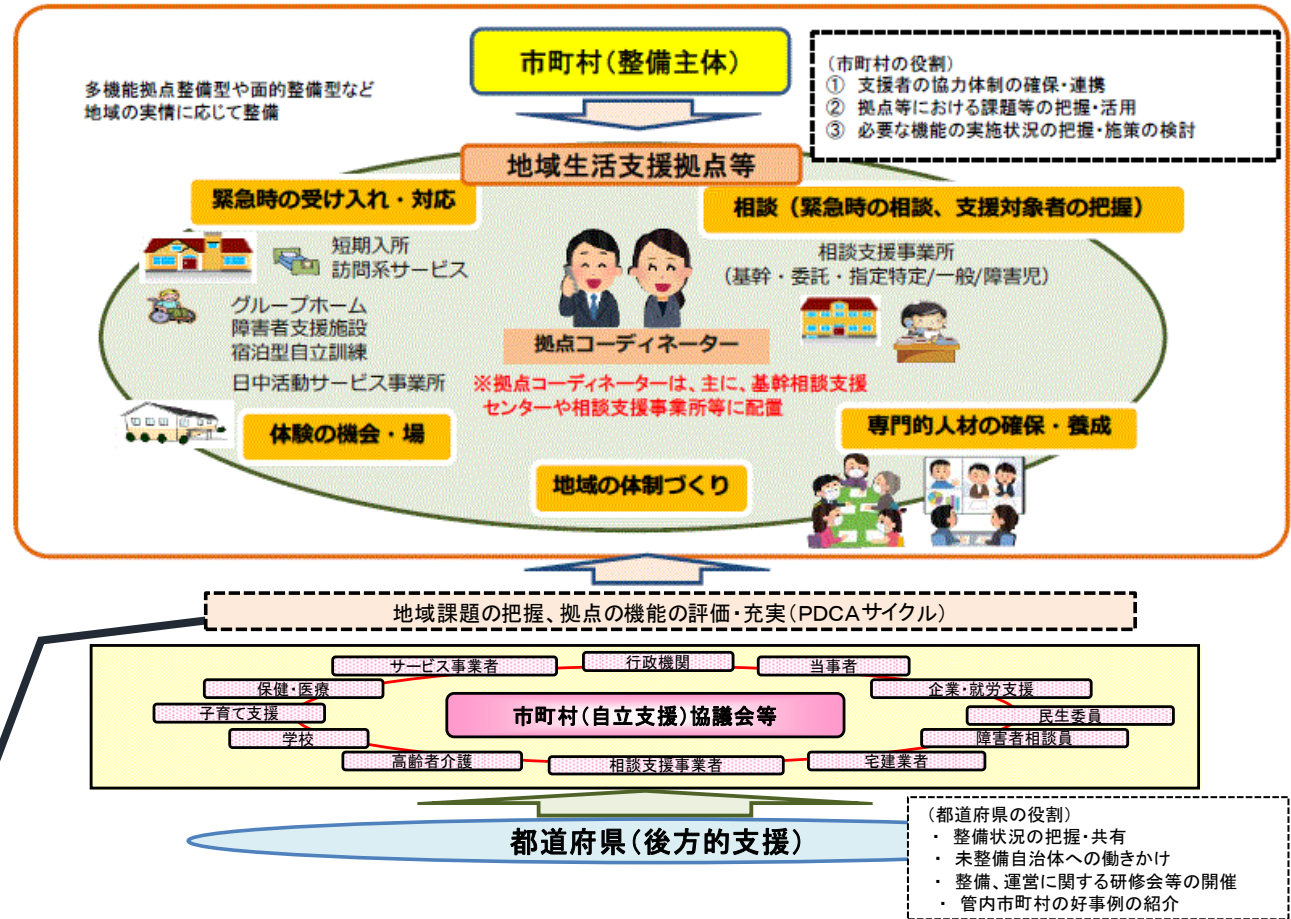
地域生活支援拠点等の機能充実のために、5つの機能に関する検証・検討を行い、不足している機能や資源、課題を整理する

将来的には拠点となる事業所を整備し、多機能拠点整備型を目指す

地域生活支援拠点等の 評価・検証

(国)
第6期障害福祉計画基本指針
年1回以上運用状況を検証

- ◆ 効果的なPDCA
- ◆ 基幹相談支援センター
地域自立支援協議会
地域生活支援拠点等
の連携による
地域の体制づくり



足立区における
評価・検証

拠点担当者会議
(年4回程度)
支援状況の共有
課題把握

報告

足立区障がい者ケアマネジメント評価会議

<内容>

- 障がい者ケアマネジメント・地域生活支援の評価・検証
- 地域生活支援の課題を抽出・分析
- 障がい者等への相談及び支援の質の向上

<評価委員>

学識経験者(委員長) / 行政等相談機関
障がい者団体 / 障がい者(児)施設(社会福祉法人又は特定非営利活動法人)

<意見聴取(オブザーバ)>

ピアサポーター / 主任相談支援専門員

報告

**足立区
地域自立支援協議会**

障がい者児の地域生活支援
適切なサービス利用の
支援体制を構築

8つの評価軸による評価

必要な機能	評価軸	
区分Ⅰ： 地域生活における安心の確保に係る機能	(a)【要支援者の事前把握及び体制】 緊急対応など支援が必要となる障害者等（強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者、潜在的な要支援者等）の事前把握・登録・名簿管理、関係機関との情報共有	(b)【相談機能】機能① 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時を含む相談体制の確保 (c)【緊急時の受け入れ・対応】機能② 把握した緊急対応など支援が必要な障害者等からの緊急時の受け入れ先の確保
区分Ⅱ： 地域生活への移行・継続の支援に係る機能	(d)【地域移行のニーズ把握】 障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の継続についてのニーズの把握	(e)【体験の機会・場の確保】機能③ 把握した地域生活への移行や継続のニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等の実施
区分Ⅲ： 地域の支援体制に係る機能	(f)【専門的人材の確保・養成】機能④ 専門性の確保に向けた取り組みの実施	(g)【地域の体制づくり】機能⑤ 地域生活の安心の確保と地域生活への移行と継続を支援するための地域の体制づくりの実施
運営状況	(h)【地域生活支援拠点等の運営状況】 地域住民に対する周知・広報ならびに関係機関との連携体制の構築	